

平成二十年三月十一日提出
質問第一六三号

我が国の外交官をスパイであるとした中国の北京市高級人民法院の判決に対する外務省の見解
並びに対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国の外交官をスパイであるとした中国の北京市高級人民法院の判決に対する外務省の見解
並びに対応に関する質問主意書

二〇〇八年三月十一日付の読売新聞一面に、「中国 非公開裁判 『日本外交官はスパイ』 判決で断定
記者二人『代理人』 接触の中国人は無期」との見出しで、二〇〇六年九月、中国の北京市高級人民法院
が日本外務省の国際情報統括官組織をスパイ組織とし、同組織で勤務していた現外務省幹部と在中国日本国
大使館（以下、「大使館」という。）の書記官をスパイと断定する判決（以下、「判決」という。）を出
し、また「判決」により二人の外務省職員に接触していた中国人男性は「スパイ罪」による無期懲役が確定
したと報じている。右の記事（以下、「読売記事」という。）を踏まえ、以下質問する。

- 一 外務省は「読売記事」の内容を承知しているか。
- 二 外務省は「判決」の内容を詳細に把握しているか。
- 三 「判決」は二〇〇六年九月何日に出されたか。
- 四 三の「判決」が出された日から、外務省が「判決」を最初に知ったのはいつか。
- 五 「大使館」から外務本省に対する「判決」についての報告はいつなされたか。

六 五の報告は公電でなされたか。公電でなされたのなら、当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

七 「読売記事」にある、二〇〇五年当時国際情報統括官組織に所属し、東アジア地域の情報収集と分析を担当していた現外務省幹部と、「大使館」書記官の二人の外務省職員とは誰か明らかにされたい。

八 「読売記事」によると、「判決」では読売新聞社の記者と他社の記者二人についてもスパイ組織の代理人であると名指ししているとのことであるが、なぜ右の記者二人が「判決」により右の様に名指しされているのか、その理由を外務省は把握しているか。

九 外務省は、「判決」において「スパイ罪」による無期懲役を言い渡された中国人男性と現在何らかの接触をしているか。

十 外務本省において、五の報告はどこまで上げられたか。当時の外務大臣並びに内閣総理大臣にまで報告はなされたか。

十一 「判決」に対する外務省の評価如何。

十二 「判決」を受け、当時外務省から中国側に対して日本側の考えを伝えた、または抗議を行ったか。

十三 十二で、日本側の考えを伝えた、または抗議を行っているのなら、その日にち、場所、内容並びに日本側の誰から中国側の誰に対して抗議を行ったのか明らかにされたい。

十四 十二で、日本側の意見を伝えず、また抗議も行っていないのなら、その理由を明らかにされたい。
右質問する。